

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第2項及び14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和4年12月13日

（1）小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）について

漁業の種類	制限措置						調整規則第11条に定める許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期				漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業 （手繰第3種漁業 なまこけた網）	2	3.5トン未満	定めなし	ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第64号（七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱：北緯37度05.000分、東経136度54.220分） イ 七尾市中島町机島中央（北緯37度06.122分、東経136度53.510分） ウ 基点第92号（七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻に設置した標柱：北緯37度06.582分、東経136度52.815分）	12月21日から翌年2月末日まで	次の(1)に該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市（ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鰻目・八ヶ崎・百万石・長崎町を除く）に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。 (3)番号7及び8の許可等を受給している者。	新規	1年未満	ななか（ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鰻目・八ヶ崎・百万石・長崎町を除く）

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年12月13日から令和4年12月20日まで

(2) かご漁業（べにずわいがに）について

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数 （うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期					漁業を営む者の資格
かご漁業	かご漁業（べにずわいがに）	4 (0)	20トン未満	定めなし	距岸50海里以内の石川県沖合海域及び白山瀬海域。ただし、水深800メートル以浅の区域は除く。 （白山瀬海域） 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域。 ア 北緯38度20.000分、東経136度50.000分の点 イ 北緯38度40.000分、東経136度50.000分の点 ウ 北緯38度40.000分、東経137度30.000分の点 エ 北緯38度20.000分、東経137度30.000分の点	3月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	継続	5年	0	全支所及び出張所
		1 (0)				9月1日から翌年6月30日まで				0	

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和4年12月13日から令和5年1月12日まで